

兵庫県公報

令和2年3月26日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 条 例 | ページ |
|---------------------------------|-----|
| ○ 兵庫県議会基本条例の一部を改正する条例（議会事務局調査課） | 1 |

公布された法令のあらまし

●兵庫県議会基本条例の一部を改正する条例（条例第20号）

近年の大規模な災害の発生状況等に鑑み、議会における大規模災害その他の緊急事態への対応に関する規定について所要の整備を行うこととした。

条 例

兵庫県議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第20号

兵庫県議会基本条例の一部を改正する条例

兵庫県議会基本条例（平成24年兵庫県条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8条」を「第9条」に、「第9条—第15条」を「第10条—第16条」に、「第16条—第18条」を「第17条—第19条」に、「第19条—第22条」を「第20条—第23条」に、「第23条」を「第24条」に、「第24条」を「第25条」に、「第25条・第26条」を「第26条・第27条」に、「第27条・第28条」を「第28条・第29条」に改める。

第28条を第29条とし、第27条を第28条とする。

第8章中第26条を第27条とし、第25条を第26条とする。

第7章中第24条を第25条とする。

第6章中第23条を第24条とする。

第5章中第22条を第23条とし、第19条から第21条までを1条ずつ繰り下げる。

第4章中第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第3章中第15条を第16条とし、第9条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第2章中第8条の次に次の1条を加える。

（大規模災害その他の緊急事態発生時における議会の対応）

第9条 議会は、県内において県民及び滞在者の生命、身体又は財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある大規模災害その他の緊急事態が発生した場合で、議会としての対応が必要と認められるときは、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。

2 議会は、前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の整備その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。